

2015年4月30日

バーゼル銀行監督委員会による市中協議文書「予想信用損失会計
に関するガイダンス」に対するコメント

一般社団法人全国銀行協会

全国銀行協会として、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）から2月2日に公表された市中協議文書「予想信用損失会計に関するガイダンス」に対してコメントする機会を与えられたことに感謝の意を表したい。

本件が検討されるに当たり、我々は以下のコメントが BCBS におけるルールの最終化に向けてのさらなる作業の助けとなることを期待する。

【総論】

本市中協議文書は、予想信用損失（ECL）の会計モデルの導入および継続的な適用に関連した、健全な信用リスク実務に関する監督上の要求事項を提案している。我々は、その方向は理解できるものの、実務上の観点から、一部見直すべき余地があると考ええる。また、現在 BCBS で行われている各種規制の見直しの議論も考慮すべきである。

まず、会計上の枠組みの「重要性の原則」について、高品質な適用に資する（本ガイダンスの趣旨に適う）範囲においては認められることを本ガイダンス本編において明示すべきである。

本ガイダンスでは、合理的に入手可能でかつ、信用リスク評価と測定に影響を及ぼすことが明らかなあらゆる情報を検討することが求められている。一方、パラグラフ 12 では、業務が複雑でない銀行に対し、貸出エクスポージャーの規模、特質、複雑さに見合った実務の取扱いが認められている。国際的に活動する銀行や貸出業務の高度化が進んでいる銀行においても、貸出資産の重要性に応じて実務の取扱いに差を付けることが認められるような記載を追加いただきたい。例えば、重要性の低い資産においては、実務的な簡便法の使用等、簡略的な取扱いが認められるべきである。

開示の観点からも、銀行が重要性の低い資産について簡略的な取扱いをしたとしても、利用者の意思決定を阻害することに繋がるものではないと考える。

次に、ホールセールとリテールの取扱いの差異についてである。ホールセール向け貸出とリテール向け貸出では一般的に信用リスク管理の手法および入手

可能な情報に差異がある。かかる差異を踏まえて、予想信用損失会計の実務においても、必ずしも同様の取扱いが求められないことを明確化すべきである。

以下の各論では、上記以外の個別論点についてコメントする。

【各論：本文】

1. 原則3（パラグラフ 46、48）

パラグラフ 46 では、あるグループのエクスポージャーの一部のみに信用リスクの変化が見受けられる度に、その一部のエクスポージャーを再分類することが求められている。また、パラグラフ 48 では、銀行が新しい関連情報を入手する都度、または信用リスクの期待を変更する度にエクスポージャーの再分類が求められている。しかしながら、これらの場合にエクスポージャーの再分類を行うことが常に最善とは限らないことから、作成者が適切と判断する場合に再分類を行うこととすべきである。

【各論：Appendix】

1. 信用リスクの著しい増大の評価（パラグラフ A29）

各銀行における格付段階の粒度が相応に細かい場合、1ノッチの格下げが生じた場合でも、著しい信用リスクの増大に該当しないケースは多いと考えられる。

一方で、本パラグラフの記載は1ノッチの格下げが生じる前でも著しい信用リスクの増大が生じることがあると述べており、1ノッチの格下げ時には信用リスクの著しい増大があると判定することを求めているように見える。よって、この記載が与える印象は実務と乖離する可能性があるため、修正していただきたい。

2. 新たなシステムやプロセスへの投資に関連するコスト（パラグラフ A49）

高品質かつ堅固で一貫したアプローチの適用を達成するために必要なシステムとプロセスの構築に努めることに異論はないが、趣旨を明確にするとともに、費用対効果に関して一定の配慮を示す観点から、「比例原則や重要性等を銀行の実態に応じて考慮したうえで、高品質な適用のためにしかるべき必要なコストをかけて対応すべき」との記載に修正いただきたい。

本パラグラフは、一見すると、一律、多大なコストを負担することを求める印象を与えかねないことから、「銀行の実態に適応した高品質な適用」という趣旨をより明確な形で反映させるため、修文することを求める。また、銀行であっても「重要性の原則」に則り、費用対効果に配慮した取扱いが認められるべきであり、例えば、金額的重要性の低い商品については、根幹となる商品対比、

簡略的な対応が認められるべきと考える。

3. 「低い信用リスク」の例外（パラグラフ A58）

パラグラフ A58 の第 3 文「「低い信用リスク」と、より高いリスク・エクスポージャーとの境目を検討する際には...より高い PD に対応する格付け等級を用いてはならない。」は削除をするか、外部格付を閾値として使う場合に限定した期待であることを明確にしていきたい。

この第 3 文自体は「低い信用リスク」の閾値としてある外部格付を使う場合を想定したものに見えるが、この文の前後で内部格付と外部格付の調整について言及されていることから、閾値として内部格付を使う場合にも類推的に適用される可能性があると思われる。この場合、各銀行が投資適格と考える内部格付の PD の水準は、常に外部目線（これも格付機関や対象地域の違いにより、或いは対象時期の違いにより差が生じ得る）と同水準とはならず、PD の比較だけで判断することは適切ではない場合も想定される。閾値として内部格付を使う場合の PD の水準感の妥当性の確認については第 4 文で触れられていることも勘案し、第 3 文は削除をするか、閾値として外部格付を使う場合に限定した期待であることを明確にするよう、パラグラフ全体の文章を整理することが妥当と考える。

4. 「30 日超延滞の簡便法」の使用（パラグラフ A60）

本パラグラフの趣旨は、安易に 30 日超延滞の簡便法にのみ依拠することは受け入れられないことと認識しているが、30 日超延滞の簡便法に依拠する場合に、信用リスクの増大に関係があるかもしれない将来情報の潰し込みの証跡を際限なく求められることはないような記載をしていただきたい。もしくは、第 2 文（「この点について...強く期待する。」）を削除いただきたい。

実務上、入手可能な情報に制約がある等の理由により、一部のエクスポージャーについては 30 日超延滞の簡便法に依拠するケースが想定されるが、その際に過大な負荷がかからないようにするため、修文を要望する。

また、あらゆる将来見通しの情報に実質的な関係がないことを立証するのは事実上不可能であり、延滞情報への依拠が実質的に禁止されていると解釈されるおそれがあること、一方でパラグラフ A59 により、簡便法に依拠することを制限するという趣旨は十分に理解できることから、かかる箇所を削除することもご検討いただきたい。

以 上